

## 鳥取県住生活基本計画検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 住生活基本法（平成18年6月8日法律第61号）に基づき、県内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を策定するため、鳥取県住生活基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 県内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 県内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
- (3) 前号の目標を達成するために必要と認められる施策に関する事項
- (4) 計画期間における県内の公営住宅の目標量
- (5) その他必要と認める事項

### (構成)

第3条 委員会は次に掲げる者の中から知事が委嘱した委員により組織する。

- (1) 学識経験者（地域・社会）
- (2) 学識経験者（建築）
- (3) 学識経験者（社会政策）
- (4) 環境・まちづくり関係者
- (5) 建築・住宅関係者
- (6) 不動産関係者
- (7) 木造住宅関係者
- (8) 子育て支援関係者
- (9) 障がい者団体関係者
- (10) 高齢者福祉関係者
- (11) 経済・民間関係者
- (12) 行政(市町村)

2 委員の任期は、就任の日から令和4年3月31日までとする。

### (委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長の不在の時は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の議長は、委員長とする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課長が招集し、委員長が議長となる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課において処理する。

### 附 則

この要綱は、令和2年10月13日から施行する。